

令和7年7月24日
大阪労働局

茨木労働基準監督署における文書の紛失について

大阪労働局長(局長 ^{たかはし}高橋 ^{ひでのり}秀誠)は、茨木労働基準監督署(以下「茨木監督署」という。)において発生した個人情報を含む文書の紛失事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

茨木監督署において、臨検監督時に事業場に対して交付した是正勧告書の副本等の文書を公道上で紛失したものの。

2 事実経過

(1) 令和7年6月19日

- ① 茨木監督署の職員が管内の事業場に対して臨検監督を実施し、是正勧告書等の文書を交付した。臨検監督には個人情報が含まれる関係書類を署から持ち出し、官用車を使用していた。
- ② 臨検監督を終えて駐車場で精算する際、職員は文書を挟み込んだバインダーを官用車運転席側の車上に置いた。精算後、そのまま官用車を発進させた。
- ③ 職員は帰庁した際、文書が見当たらないことに気付き、庁内や官用車内を搜索するも見つけることができなかった。文書を挟み込んだバインダーを車上に置いたまま発進し、駐車場等に落とした可能性があることに気付き上司とともに駐車場に向かった。
- ④ 職員は帰庁した際のルートを官用車で走行しながら搜索を開始した結果、駐車場から約 600 メートル離れた地点の公道上でバインダーを発見した。
- ⑤ 職員はバインダーを回収したが、バインダーに挟み込んだ文書が不足しており、付近に散乱しているところを確認したため、回収作業を行った。その後も付近をくまなく搜索したが、一部の文書について回収することができなかった。

(2) 同月20日

茨木監督署の管理者から事業場等に経過説明を行った。

3 発生原因

- (1) 個人情報が含まれた書類(労働者死傷病報告)は、原則として庁舎外に持ち出し禁止としていたにもかかわらず、担当官個人の判断で庁外に持ち出したこと。
- (2) 臨検監督の終了後、官用車に戻った際に、是正勧告書(控)、労働者死傷病報告、事業場から入手した資料等を鞆内に格納したことを確認しないまま帰庁したこと。

4 二次被害の有無

対象文書を回収できていないことから、今後二次被害が発生する可能性もあるが、現在まで具体的な事象は発生していない。

5 再発防止策

(1) 茨木監督署における対策

- ① 令和7年6月 23 日、緊急幹部会議を開催し、個人情報等の持出・入手時におけるルールの整備を行い、署長から全職員に対して個人情報が含まれた書類の取扱い等に係る再発防止策の周知徹底を行った。
- ② 同年 6 月 24 日、副署長等から関係部署の職員に対して個人情報等の持出・入手時におけるルールを説明の上、再発防止策の周知徹底を行った。
- ③ 同年 6 月 30 日、関係部署の会議においても再度上記ルールを説明して定着を図るとともに、個人情報等の持出・入手時におけるルールに係るポスターを作成して署内に掲示した。

(2) 大阪労働局における対策

① 総務課における対策

ア 令和7年6月 24 日、総務課公文書管理指導官から局内各課長並び各労働基準監督署長及び公共職業安定所長に事案の概要を共有し、基本動作の徹底等について更なる注意喚起を行った。

イ 茨木監督署に対して、総務課及び監督課の担当者による点検を8月中に実施し、今回の再発防止策の履行状況について確認する。

② 監督課における対策

課長から各労働基準監督署長に対して、

ア 個人情報が含まれた書類は原則として庁外に持ち出さないこと、

イ 業務処理上、個人情報が含まれた書類を庁外に持ち出す必要がある場合であっても、管理者等の事前確認を受け、必要最小限の範囲とすること、

ウ 庁外に持ち出した書類や事業場から入手した書類等は、常に自己の監視下に置く、鞆内の特定の場所に格納し持ち運び、鞆から取り出した際は確実に元の場所に戻すなど細心の注意を払って管理すること、

を指示した。

また、個人情報が含まれた書類の管理等が適切になされているかについて、令和7年7月から8月まで実施している地方労働基準監察で重点的に確認し、不備があれば改善指導する。

担当：大阪労働局労働基準部監督課

監督課長 嘉副 崇夫

主任監察監督官 井上 茂樹

電話 06-6949-6490